

税制優遇措置のご案内

新潟市社会福祉協議会に対する寄附金は、税法に基づき寄附金控除(個人)および損金算入(法人)の適用を受けることができます。

個人 控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

1. 所得税の控除（所得税法第78条第2項第3号）

所得控除額 = その年中に支出した寄附金の合計額 - 2,000円

※ 寄附金の合計額は、所得金額の40%が限度額です。

2. 税額の控除（租税特別措置法第41条の18の3）

税額控除額 = (その年中に支出した寄附金の合計額 - 2,000円) × 40%

※ 寄附金の合計額は、所得金額の40%が限度額です。

※ 税額控除額は、所得税額の25%が限度額です。

いずれかを
選択できます

3. 住民税の控除（地方税法37条の2第1項及び第314条の7第1項）

県民税の控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 4%

市民税の控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 6%

※ 寄附金の合計額は、所得金額の30%が限度額です。

※ 寄附を行った翌年の1月1日現在、新潟市にお住まいの方が対象です。

上記以外の方につきましては、お住まいの市町村または税務署におたずねください。

法人 会計経理において損金経理を実施してください。

1. 寄附金の損金不算入（法人税法第37条第3項及び第4項）

詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

◎確定申告の際に、本法人発行の寄附金領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

◎税制改正等により、上記の内容は変更になる場合があります。詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

